

原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定書

栃木県小山市、真岡市、下野市、上三川町及び壬生町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県笠間市（以下「笠間市」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における笠間市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び笠間市が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う笠間市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で笠間市民の生命若しくは身体を災害から保護するため、笠間市長が県外広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市町は笠間市民を受け入れないについて正当な理由がある場合を除き、笠間市民を受け入れるものとする。

2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を笠間市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の開設等受入業務については、笠間市の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、笠間市はできるだけ早期に避難受入市町から避難所の運営を移管させる。

4 県外広域避難にあたっては、笠間市は茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、笠間市が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

- 2 前項の受入れの要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 避難受入市町は、笠間市と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入れ準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、笠間市が、茨城県、栃木県及び避難受入市町と協議して決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 県外広域避難を行う笠間市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び笠間市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、笠間市が茨城県と協力し確保するものとする。

- 2 前項の必要物資が不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、笠間市が負担する。

- 2 笠間市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めるものとする。

(情報の交換)

第8条 避難受入市町及び笠間市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び笠間市の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、避難受入市町及び笠間市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各市町記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 3月22日

栃木県小山市長 大久保 寿夫



栃木県真岡市長 井 田 隆



栃木県下野市長 広瀬 寿雄



栃木県上三川町長 星野 光利



栃木県壬生町長 小菅 一弥



茨城県笠間市長 山口 伸樹

